

資料提供

令和2年(2020年)3月17日(火)
新型コロナウイルス感染症対策本部 広報班

照会先: 保健福祉部疾病対策課
担当: 技佐 関 律子
連絡先: 029-301-3233(内線 3231)

県庁の新型コロナウイルス感染症電話相談窓口の受付時間の延長 及び帰国者・接触者相談センターの設置について

県民の皆様からの新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口を保健福祉部疾病対策課及び各保健所に設置し、平日 午前9時から午後5時までの受付時間により相談対応してまいりましたが、本日より、県庁の新型コロナウイルス感染症電話相談窓口の受付時間(土日を含む。)の延長及び県庁に帰国者・接触者相談センター窓口を設置し、24時間体制で対応することといたしましたのでお知らせいたします。

記

新型コロナウイルス感染症電話相談窓口、帰国者・接触者相談センターの体制

【現 行】

開設場所	開設時間
・ 疾病対策課 (電話相談窓口のみ)	平日
・ 9保健所 (電話相談窓口, 帰国者・接触者相談センター)	午前9時～午後5時



【変更後】

開設場所	開設時間
・ 県庁 (電話相談窓口+ <u>帰国者・接触者相談センター</u>) ・ 電話番号 029-301-3200	24時間対応 (土日・祝祭日を含む)
・ 9保健所 (電話相談窓口, 帰国者・接触者相談センター)	午前9時～午後5時

【帰国者・接触者相談センターとは】

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる方 (発熱や呼吸器症状が続き心配等) の相談をお受けしています。
- ・ それ以外の相談につきましては、平日・昼間の電話相談窓口にお問い合わせ願います。